

令和5年3月1日

金融庁企画市場局総務課調査室 御中

一般社団法人 信託協会

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する  
政令案等に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する意見

	対象文書	該当箇所	意見等
1	別紙8 犯罪収益移転防止法に関する留意事項	P1、1. (1) および (2) 取引を行う目的を確認するに当たり参考とすべき類型を例示したものに「信託の受託者としての取引」を追加することについて	民事信託だけでなく商事信託も対象という理解でよいか。
2	同上	同上	本件はエビデンスの一律の徴求までは求めておらず、申告ベースを前提としているという理解でよいか。
3	同上	同上	今回の対応は、特定取引に際し、特定事業者が顧客に対し信託の受託者の地位にあるかを確認すること、確認の結果受託者の地位に該当する場合には当該信託の受託者の実質的支配者の確認を行うことが求められるものと認識しているが、当該信託の委託者・受益者の確認まで求められるものではないという理解でよいか。
4	同上	同上	今回の対応において、受託者のみならず、委託者・受益者の確認も必要となる場合、特に商事信託においては守秘義務の観点から、当該開示は難しい場合が想定される。このような開示を受けられない場合でも特定事業者として確認義務を果たしたとして良いか。
5	同上	同上	商事信託の受託者が特定事業者と特定取引を行うに際し、受託者および受託者の実質的支配者について開示することは問題ないと考えられる一方で、委託者・受益者の開示については、守秘義務の観点で困難と考えられる。 受託者であることを開示した際に、特定事業者からの委託者・受益者の開示要請がある場合も想定されるが、守秘義務等により開示が困難な場合は、その旨を説明するという対応でよいか。
6	同上	同上	商事信託の受託者が特定事業者と特定取引を行うに際し、受託者および受託者の実質的支配者について開示することは問題ないと考えられる一方で、委託者・受益者の開示については、守秘義務の観点で困難と考えられる。 仮に当該開示を必須とする場合には、個人情報保護法等の法令改正により開示を許容する方法も

	対象文書	該当箇所	意見等
			あり得ると考えるが、そのような法令改正の予定はあるか。
7	同上	同上	本改正案は、FATF 審査フォローアップに向けて速やかな実施が優先であるが、一方で各金融機関側ではシステム対応や帳票改訂といった準備も想定される。このため、法施行当初は、従前の帳票の継続使用(その他欄へ記載する等)や、システム改修までは必須としない等、柔軟な運営が許容されるとの理解でよいか。